

直入地方の八朔について

佐 藤 満 洋

(一)

旧曆の毎月朔日を吉日として祝う風習のうち、八月朔日を「八朔」と呼び特に祝う風習は、現在でも農村の年中行事の一つとして各地に残っている。豊後国直入地方でもこの風習が残っており、八朔を祝う素朴な農民の姿を見ることが出来る。しかしこの八朔は、時代の推移と共に人々から忘れ去られつつあるものの一つでもある。

そこでこの八朔の模様を留めておきたいと考え稿を草した次第であるが、本稿は先般八朔についてNHK大分放送局より放送したものの(註1)若干筆を加えたものである。

なお当該地方の古記録には八朔のことがみられないので、古老の話と現在見られるものをまとめたものであることを付け加えておく。

(二)

八朔の起源を調べてみると、(註2)「公事根源」によると、八朔の賀は正

礼ではなく、ただ世俗の風儀であるように記されているが、「一説には後深草天皇の建長の頃から八朔のことが始まり、田の実と称して早稲の米を折式土器などにいれて、人の許に送つたりしていたとか(民間年中故事要言)。又一説には、後嵯峨天皇の頃八朔のことがみられた云々、というようにいわれている。中国でも八朔腰をなす古俗のあるつた事が「月令元義」「潜確類書」等に記されているので、日本の八朔の義もこれに似た民俗として伝へられて来たものであろう。」と云われている。

また、矢部善三氏は、「吾妻鏡に宝治元年説の典拠があり、これによると八朔を「たのむの祝」と云つて、たのむ人(宮中)に物を奉つていたのが後には自分の主筋に転じ、さらに転じて「田の実の節又は祝」「田面の節又は祝」となつて農事に進出し、農村に於ける重要な「行事となつた」といつておられる。

このように七百余年の歴史を持つ八朔は、久住、大船山麓の直入地

方ではどの様な形で祝われているであろうか。

直入地方では、旧盆前後から「朝草切り」といつて牧野で朝早く草を切り、牛馬で運んで帰り推肥を作る作業が始まる。この朝草切りは

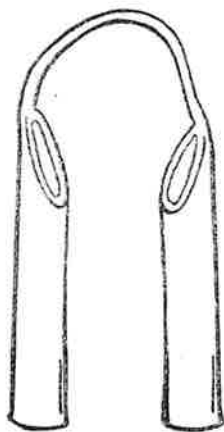


1

一月月前後（永い所では四十日ぐらい）の間行われるので、八朔の頃は朝草切りの最中になる。それで農家の人は朝草切りから帰るとすぐ、その年にできた雌竹を切つて来て、図（1又は2）のような「カケグリ」と呼ばれる御酒スズを、自分の家の耕作している田畑の筆数だけ二ケを一組として作るのである。

また、これとは別にカケグリ掛の竹と、花筒用の竹（いずれも一米前後の雌竹）を筆数だけ切り、出来あがつたこの三通りのものを持つてその家の大黒様にお参りして、それから朝露を踏んで田畑を廻り、筆ごとに御酒をいれたカケグリをカケグリ掛けに掛け、野花を一、二輪さした花筒と並べて立て、作の神様に柏手をうつてお参りするのである。

〔カケグリ〕



2

この場合、古くはその家の主人がハオリ、ハカマを付けて田のスキに行き、「おかげでよく出来ました」と作の神様に礼を云い、「田ほめ」をしていたようである。そしてこの田ほめに行くのは必ず主人（男）で女は行く事ができなかつたと云われている。^{（註4）}

また、カケグリは水田の場合、苗代田の水口に立てるのが本当であるとも云われているが、現在では、筆ごとの入口の近くの畦に多く立てられているのを見かける。

カケグリは二箇掛けるのが本当であるが、略して一箇にしたり、カケグリが転じてきた「タテスズ」図（3）のように竹の上下を斜に



3

切つた(中央に節をおく)もの一を一本ずつ立てる処もある。しかしこの略式のものは大正以後にできたもので、明治末期まではカケグリ二個ずつお供としていたようである。

またカケグリやタテスズを作らずに、ただ御酒を少量ずつ田畑に滴して廻る処や、以上三種のものに花筒をそえる処とそえない処とがあり、さまざまである。

このような行事をすませて家に帰るのは九時前後、田畑の多い人は十時頃となり、それから朝食をとっていた様である。もつとも現在では、作廻りは朝食後に行われるのが普通のようになっているが。

一方家ではこの日はノラ仕事を一日休んで八朔モチを作り(酒まんぢゅうかダンゴ類)、作の神様にお供えして、八朔を祝うのである。

しかし処によつては、「八朔モチ」は作るが仕事は休まない処や、「八朔モチ」を作らない処もあつたようである。現在でも八朔モチは作るが仕事はほとんど休まない処が多い。またこの八朔モチの酒まんぢゅうは麴で作るため、氣候が涼しくなると麴がわきにくくなるので、八朔モチはその年の最後の酒まんぢゅうとされていたようでもある。直入地方の各地を廻つてみると、地方ごとに八朔の祝い方が少しずつ異つているので、次にその違いを紹介してみよう。

△直入町下竹田地方(旧下竹田村)

古くから田畑の見廻りはしたが、御酒を供えたり花筒を供えたりする様なことはしない。したがつてカケグリ等は知らない。しかし八朔

モチは作る家がある。

△直入町長湯地方(旧長湯町)

社家部落では、カケグリを使用する家とタテスズを使用する家とがあるが、花筒は見られない。また八朔モチは作る家と作らない家とがある。

日向塚部落では、現在は見られないが昭和十四、五年頃まではカケグリが使用されていた。そしてカケグリ掛と花筒とが同一竹で間に合わされていた。普通の場合はカケグリ掛の上端に枝が付いており、それにカケグリを掛けるのであるが、この部落では上の枝を残さず上端を斜に切り、そこに野花を一・二輪さして、竹の切口と野花との間にカケグリを掛けていたのである。

新田部落では花筒を筆ごとに供えるが、御酒は地面に滴すだけで、カケグリやタテスズは用いない。

△久住町都野地方(旧都野村)

石田部落では、カケグリと花筒とを並べて苗代田の水口に立ててお供えをしていた。苗代での生育が稲作の六分を左右すると昔から「云われおり、稲作に重要な役割を果す苗代田の功に感謝する意味から、苗代田の水口に立てるのでと伝えられている。

市部落、有氏部落では、カケグリが使用されているが、花筒は見られない。なお八朔モチは多くの家が作つているようである。

△久住町久住地方(旧久住町)

(三)

一般にカケグリが使用されているが、花筒はあまり見られない。また八朔モチは作られているようである。

△竹田市城原地方(旧城原村)

花筒はみられないが、カケグリは使用されている。

以上直入地地方各地の模様を述べてきたが、カケグリを掛ける場合の緒は古くから「アラリ」(麻の皮)や、「ヘラ」(ヘラの木の皮)、または「ワラ」が使用され現在も使用されている。しかしカケグリを作る場合、竹の節を両方に残して切り取り、中央部をうすくけつけてそれを二つに折り曲げて、一對のカケグリを作る方法があるが(有氏地方)一図2—この場合には、さげ緒は用いない。
(注5)

次に県下各地の八朔の模様を参考までに二・三紹介しよう。

△南海部郡大島地方では、「八朔の節供」は「田ほめ」に行く日で、「よう出来ました。」とほめておけばその年の作がよいと云われている。そして作ほめに行くのは必ず亭主で、女(オナゴシ)が行くと亭主が来ぬと云つて、神様が泣かれるとか。また仕事は一日休むことになつている。

△玖珠町日出生地方では、「ありがとうございました」と云つて田のクロを廻り、御酒を少量水口に滴らす。

△大分郡挾間町石城川地方では、右とだいたい同じであるが、八朔モチの代りに赤飯をたいて祝つている。

旧暦の八月朔日頃と云へば、晩生種を除いてはほとんどの稲の穂が出そろい、早生種は穂が大きく頭をたれている頃である。それで八朔の行事がないにしても農家の人々は、自然と自分達の汗の結晶である処の稲の生育具合はどうであろうかと、田圃の見廻りをしたくなり、仕事の隙をみては田圃に立つのが普通である。そして重もそうに頭をたれている稲を見て、また直接稲にふれてみて秋の収穫高を想像する時は何とも云えない、百姓でなければ味うことのできない喜びを感じるのが当然である。そしてこれはひとえに神様のおかげだ、作の神様のお力だ、と考え感謝し、収納の秋まで無事に成育できるように願うであろう。また逆に稲が倒れて減収が予想されるような場合でも、何とかして減収を食いとめるよう人事をつくして、あとは神の力にすがりたい気持になるであろう。

これらは自然の力に対する感謝であり、祈りである。そして自然の神を崇拜し作の神を信仰するようになったのではなからうか。このような信仰が行われていたところへ大陸から八朔の行事が伝えられ、さらに農村の行事に進出してこれといつしよになり、八月の朔日と毎年定まつた日に八朔の祭が行われるようになったのではなからうか。

このようにして我が国にとりいれられた八朔は、明治末期頃までは広く一般に行われて来たが、大正、昭和と時代が変り文化が進み、と

くに戦後は農村に機械が取り入れられ機械化が進むにつれて、この八朔の行事はだんだんと人々から忘れ去られようとしている。これは、科学の力により農業が進歩して来るにつれて八朔祭をしなくても多くの収量をあげ得るので、八朔の必要を認めなくなつた事。仕事が多忙なため「めんどうくさい」と考えられるようになった事。また八朔祭などは時代のテンポに合わない等々の理由で、人々が八朔の行事にあまり重きを置かなくなつた為ではなからうか。

しかし現在残つている八朔祭は次の二つに別ける事ができる。

その一つは八朔祭に商業的なものがいりこみ、リクリエーション化されているもの。また一つは昔ながらの作の神への感謝であり、田ほめであり、そして自分自身また家族の人々の労に感謝するための八朔祭である場合。

このようにみると、直入地方の八朔は後者に属するであろう。この素朴な農民の年中行事も、年月の進むにつれて、いつかは人々から忘れ去られるであろう。しかしできることなら、いつまでも保存しておきたいものである。

(直入郡直入町社家)

注1 拙稿を昭和三十二年九月五日NHK大分放送局より「ひるのい

こい」の時間に放送した。

注2 下中弥三郎著「大百科辞典」八朔の項引用。

註3 矢部善三著、年中事物考 康夫氏

註4 大分大学助教授半田康夫氏の御教示による。

註5 右同

註6 竹田市の八朔祭、三重町の市田八幡社の八朔祭や、鳥栖地方の「田ほめ」行事等がそのよい例である。なおの中には必ずしも旧暦の八月朔日に行わず、二十十日に八朔祭の名で行つてい

婦人の断髪処刑の事

(明治六年二月廿日発行)
東京日日新聞所載

註違罪目第廿九条、婦人にて無謂断髪せし者、一旦差押へ決放の後重て差押へ候様の儀も可有之に付、以采処分済の者は、毛髪の長短により大抵結髪し得べきの日数を計り、百日或は百五十日程の期限を立左の証書相渡し、以後外出の節は必ず之を所持し、若し差押へられ候節は右を以て弁解可致、猶期日に至り短髪にして結び難き者は、延期の儀、可願出旨申渡、尤既に決放の者にて証書受取度申出候はば、是又同様相渡可申事。

右の通、評定候条、各大区警視出張所へ、可被相達候也

明治六年二月十三日

本 寮

大警視御中

(立 川)